

仙台市交流人口拡大推進検討会議設置要綱

(令和2年1月7日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における今後の交流人口拡大施策に関する事項、その財源の在り方に関する事項その他本市の交流人口拡大施策に関する事項について検討を行うため、仙台市交流人口拡大推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 本市の今後の交流人口拡大施策及びその事業規模に関すること
- (2) 交流人口拡大施策の財源の在り方等に関すること
- (3) 前2号の事項に係る報告書の取りまとめに関すること
- (4) その他本業務の実施に係る必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 検討会議は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、観光振興に関し識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から報告書の提出の日までとする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により、それぞれ定める。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、必要に応じて市長が招集し、会長が主宰する。

- 2 検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 検討会議の会議は、公開する。ただし、非公開とすることに相当の理由があるときは、会長の判断によりこれを公開しないことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、文化観光局観光交流部観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月7日から実施する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、報告書の提出の日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年10月24日改正)

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年10月24日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際現に改正前の第1条の規定により置かれた仙台市交流人口拡大財源検討会議(以下「旧検討会議」という。)の委員である者は、この要綱の実施の日(以下「実施日」という。)に、第3条第2項の規定により仙台市交流人口拡大推進検討会議(以下「新検討会議」という。)の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 この要綱の実施の際現に旧検討会議の会長又は副会長である者は、それぞれ、実施日に、第4条第2項の規定により新検討会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。